

白川町教育委員会会議録

令和6年9月6日実施

白川町教育委員会会議録

令和6年9月6日午後1時24分、白川町教育委員会を白川町町民会館で開催した。その次第は、次のとおりである。

1. 開 議

2. 教育長諸般の報告

3. 議 事

- (1) 白川町障がい児就学指導判断の認定について (議第17号)
- (2) 白川町いじめ防止対策推進条例施行規則の一部を改正する規則について (議第18号)

4. 報告事項

- (1) 町内保育園・小中学校の運動会等の日程について (資料No.1)
- (2) 学校給食センター給食調理業務等の委託について (資料No.2)
- (3) 教育委員会後援名義の使用状況について (資料No.3)

5. その他

6. 連絡事項

- (1) 次回教育委員会・総合教育会議 (町民会館 第1会議室)

10月8日(火) 午後1時30分～ 教育委員会、
午後3時00分～ 総合教育会議

※午前中に教育委員会訪問(黒川小学校)を行います。

- (2) 加茂郡地教連研修視察 10月18日(金) 視察先:本巢市根尾学園

※町民会館を午前7時50分に出発予定

- (3) 白川町読書フェスティバル 10月20日(日) 午前9時30分～ 楽集館にて

- (4) 市町村教育委員会連合研究総会 10月29日(火)

開催場所:高山市民文化会館、※町民会館を午前7時30分に出発予定

- (5) 町教委指定研究公表会 11月 7日(木) 白川中学校

11月22日(金) 白川小学校

- (6) 地区市町村教委連合会研修会 11月21日(木) 可茂総合庁舎

7. 出席者

教 育 長 鈴 村 雅 史
教育長職務代理者 汲 田 正 敏
教 育 委 員 鈴 村 由 美 子
教 育 委 員 高 木 守
教 育 委 員 塩 月 祥 子

8. 事務局

教 育 課 長	大 岩 裕 樹	教 育 主 幹	渡 邊 慶 彦
学校再編専門監	玉 置 雅 野	発達支援対策監	武 市 進
学校教育係長	鈴 村 幸 祐	子育て支援係長	鷲 見 る み
生涯学習係長	山 下 直 紀	生涯学習指導監	富 多 利 彦
給食センター事務長	各 務 建 雄		

9. 本日の会議の書記

学校教育係主事 高 楯 沙 彩

10. 本日の会議の経過

(1) 開 議

教 育 長 会議を開く旨を述べ開会した。 (午後1時24分)

(2) 書記の指名

教 育 長 白川町教育委員会会議規則第17条の規定により本日の書記に高楯沙彩を指名した。

(3) 教育長諸般の報告

教 育 長 前回の教育委員会以降の動向等について報告した。

(4) 議 事

①白川町障がい児就学指導判断の認定について (議第17号)

教 育 長 本件を議題にする旨を述べ、事務局に説明を求めた。

発達支援対策監 白川町障がい児就学指導判断の認定について説明した。

高 木 委 員 障がい児就学指導判断については、医療による判断を必ずしているのか。

発達支援対策監 白川町は、必ずとはしていない。但し、特別支援学級や学校の場合は慎重な判断が必要になるため医療または検査結果を大切にしている。特に、継続については、その年に発達障害があると診断されていなくても過去に診断があった場合には認めている。しかし、古くなっている診断結果もあるため、今後見直しが必要だと思っている。現在、データが古いものに関しては新しいデータをお願いしている。

教 育 長 その他の質疑がなかったので、異議はないか諮った。
(全員異議なく原案のとおり決定した。)

②白川町いじめ防止対策推進条例施行規則の一部を改正する規則について

(議第18号)

教 育 長 本件を議題にする旨を述べ、事務局に説明を求めた。

教 育 課 長 白川町いじめ防止対策推進条例施行規則の一部を改正する規則について説明した。

高 木 委 員 今回の改正で学校代表と保護者代表が減っているが委員全体の人数を7人以内で考えないといけないのか。

教 育 課 長 まだ問題が起きていないので委員についてはまだしっかりと決められていない状況だが、現状は弁護士の先生と学識経験者の先生をお願いしてある状態であり、残る1人の方はまだ決めかねている状態である。

3～4名の委員のメンバーで問題が起きた時に対応していきたいと思う。

教 育 長 その他の質疑がなかったので、異議はないか諮った。
(全員異議なく原案のとおり決定した。)

(5)報告事項

①町内保育園・小中学校の運動会等の日程について (資料 No.1)

教 育 課 長 町内保育園・小中学校の運動会等日程について報告した。

②学校給食センター給食調理業務等の委託について (資料 No.2)

給食センター事務長 学校給食センター給食調理業務等の委託について説明した。

汲 田 委 員 学校給食センター給食調理業務等の委託について、今までのプロポーザルにシダックス大新東以外に応募した会社はあるか。

給食センター事務長 平成28年度に第1回目のプロポーザルが行われた際は、シダックス大新東以外に株式会社トモという三重県の給食会社の応答があり、2社だ

った。令和元年度の2回目のプロポーザルの際はシダックス大新東1社のみの応答だった。

③教育委員会の後援名義の使用状況について (資料No.3)

生涯学習係長 教育委員会の後援名義の使用状況について説明した。

教 育 長 その他の質疑がなかったので、異議はないか諮った。
(全員異議なく原案のとおり決定した。)

(6)その他

教 育 長 その他について発言を許した。

教 育 主 幹 小中学校の様子について説明した。

教 育 長 質疑を許しかなかったので、次に移る旨を述べた。

(7)連絡事項

教 育 長 連絡事項について説明を求めた。

教 育 課 長 次回教育委員会及び今後の行事について説明した。

教 育 長 質疑を許しかなかったので、予定した案件をすべて終了した旨を述べ、会議を閉じる旨を宣した。

(午後2時00分閉会)

上記のとおり会議の次第を記載して、その相違ないことを証明するため、ここに署名する。

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員